

2025 年 4 月 30 日

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、前事業年度の派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは四捨五入）

対象期間	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで
派遣労働者の数	3 人
派遣先の数	1 社
マージン率	28.56%
派遣料金の平均額	37,304 円
派遣労働者の賃金の平均額	26,650 円
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の 労使協定に関する事項	・ 労使協定を締結しているか否か : 締結済み ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先のシステム設計及びシステム運用管理業務等に従事する当社従業員 ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2026 年 3 月 31 日
キャリア形成支援制度	ビジネススキルに関する外部研修及び必要に応じたスキル研修の都度実施 派遣労働者への費用負担：なし（当社負担）

(注)

1. 派遣料金の平均額及び派遣労働者の賃金の平均額は、1 日（8 時間）あたり換算の額です。

2. マージンには、以下のものを含みます。

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・資格取得や技術研修、ストレスチェック、健康診断等の費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益など

以上